

## 第4回智頭町議会定例会会議録

平成26年12月10日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 96号 専決処分について
- 第 5. 議案第 97号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第6号）
- 第 6. 議案第 98号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7. 議案第 99号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 8. 議案第100号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第101号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第10. 議案第102号 智頭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第11. 議案第103号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第12. 議案第104号 智頭町ふるさと基金条例の一部改正について
- 第13. 議案第105号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第14. 議案第106号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第15. 議案第107号 智頭町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第16. 議案第108号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第17. 議案第109号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

第18. 議案第110号 字の区域の変更について

第19. 陳情について

1. 会議に付した事件

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 会期の決定

第 3. 諸般の報告

第 4. 議案第 96号 専決処分について

第 5. 議案第 97号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第6号）

第 6. 議案第 98号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第 7. 議案第 99号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

第 8. 議案第100号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

第 9. 議案第101号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

第10. 議案第102号 智頭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第11. 議案第103号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第12. 議案第104号 智頭町ふるさと基金条例の一部改正について

第13. 議案第105号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第14. 議案第106号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

第15. 議案第107号 智頭町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第16. 議案第108号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について

第17. 議案第109号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

第18. 議案第110号 字の区域の変更について

第19. 陳情について

1. 会議に出席した議員（12名）

|            |             |
|------------|-------------|
| 1番 大河原 昭 洋 | 2番 高 橋 達 也  |
| 3番 大 藤 克 紀 | 4番 岩 本 富美男  |
| 5番 中 野 ゆかり | 6番 平 尾 節 世  |
| 7番 岸 本 眞一郎 | 8番 徳 永 英太郎  |
| 9番 石 谷 政 輝 | 10番 酒 本 敏 興 |
| 11番 南 肇    | 12番 谷 口 雅 人 |

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（17名）

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 寺 谷 誠一郎 |
| 副 町 長         | 金 児 英 夫 |
| 教 育 長         | 長 石 彰 祐 |
| 病 院 事 業 管 理 者 | 安 藤 嘉 美 |
| 総 務 課 長       | 葉 狩 一 樹 |
| 企 画 課 長       | 岡 田 光 弘 |
| 税 務 住 民 課 長   | 矢 部 整   |
| 教 育 課 長       | 西 沖 和 己 |
| 地 域 整 備 課 長   | 安 藤 充 憲 |
| 山 村 再 生 課 長   | 上 月 光 則 |
| 地 籍 調 査 課 長   | 草 刈 英 人 |
| 福 祉 課 長       | 國 政 昭 子 |
| 税務住民課参事兼水道課長  | 藤 森 啓 次 |
| 福 祉 課 参 事     | 江 口 礼 子 |
| 福 祉 課 参 事     | 小 谷 いず美 |
| 会 計 課 長       | 寺 坂 英 之 |
| 病 院 事 務 次 長   | 寺 谷 和 幸 |

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長 河村 実 則  
書 記 山 田 憲 昭

開 会 午前10時05分

- 議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回智頭町議会定例会を開きます。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、石谷政輝議員、10番、酒本敏興議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

- 議長（谷口雅人） 会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間としたいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成26年11月の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますので、ご承知ください。

次に、お手元に配付のとおり、議員派遣及び委員会派遣についての結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、12月3日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前臨時会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第96号から日程第18. 議案第110号まで 15議案  
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第96号 専決処分についてから日程第18、議案第110号 字の区域の変更についてまでの15議案を一括して議題とします。

なお、本日は、議案に対する質疑のみとします。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日、ここに第4回定例町議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第96号は、平成26年度一般会計補正予算の専決処分についてであります。12月14日執行の衆議院議員総選挙に係る補正を行ったものであります。

次に、議案第97号から議案第101号までは、補正予算についてであります。議案第97号 平成26年度智頭町一般会計補正予算について、主なものを説

明します。

総務費の一般管理費では、児童手当等の職員手当及び共済費の実績に伴う調整を、財政管理費では、町有地内農業用水路転落防止柵及び智頭テクノパーク内の転落防止柵設置に伴う経費をそれぞれ計上しています。

まちづくり推進費では、本町が新たに募集する地域おこし協力隊員の募集に要する経費を、水力発電周辺整備事業では、芦津集落簡易水道水源地配管修繕工事の増額をしています。

また、移住定住促進事業では、定住促進対策費補助金の増額を、地域情報化推進事業では、智頭テクノパークでの進出企業に対応するため、光ケーブルの新設を行うために要する経費を計上しております。

地域活性化推進費の空き校舎活用推進事業では、旧那岐保育園の有効活用として、水道、電気設備及び屋根修繕に要する経費を、諸費では、国庫補助金及び県補助金額の確定による障害者自立支援給付費、生活保護費等の返納金をそれぞれ計上しています。

民生費の社会福祉総務費では、高齢者等移送サービス事業の見込み増に伴う増額のほか、保険給付費の見込み増に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金をそれぞれ計上しています。

老人福祉費では、老人保護措置入所者の増に伴う委託料の増額のほか、介護保険特別会計への繰出金をそれぞれ措置しています。

後期高齢者医療事務事業では、平成25年度療養費負担金の確定による負担金の増額を、特別医療費では、特別医療助成費の見込み増に伴う経費をそれぞれ措置しています。

児童福祉費では、障害児福祉サービス利用者の増に伴う扶助費の増額を、生活保護扶助費では、医療扶助対象者の増加が見込まれることから、扶助費の増額をそれぞれ措置しています。

農林水産業費の農業振興費では、智頭町農業団地センター生産加工室の備品交換に係る経費を、鳥獣等被害防止事業では、東部地区1市4町で取り組んでいる鳥取県東部地域射撃場整備に伴う負担金をそれぞれ計上しています。

また、地域農業振興プラン支援事業では、水稻いもち病の緊急防除に要する経費の一部を、農地中間管理事業では機構集積協力金を、農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金をそれぞれ措置しています。

土木費の道路維持費では、道路台帳修正業務委託料の増額を、ふるさと土木整備事業では、事業費の増額をそれぞれ措置しています。

また、下水道事業費では、公共下水道事業特別会計への繰出金の増額を、住宅管理事業では、改良住宅明け渡し訴訟に伴う経費をそれぞれ措置しています。

消防費の非常備消防費では、退職消防隊員の増に伴い、退職報償金を増額しています。

教育費の小学校費では、旧小学校の利活用が活発化したことに伴う電気代の増額をしています。

社会教育費の中央公民館管理事業では、総合センター大集会室の冷暖房設備の修繕に要する経費を、地区公民館費では、土師地区公民館の暖房設備及び富沢地区公民館の排煙装置の修繕に要する経費をそれぞれ措置しています。

また、石谷邸保存活用整備事業では、去る11月1日に秋篠宮妃殿下、佳子内親王殿下の石谷家住宅お成りに伴う経費を計上しています。

保健体育費では、智頭温水プール機械室屋上ルーバーが破損しており、これの撤去に要する経費を計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は1億558万6,000円であり、補正後の予算総額は80億5,264万3,000円となります。

議案第98号 智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算は、保険給付費の見込み増に伴う経費を計上しています。

議案第99号 智頭町公共下水道事業特別会計補正予算は、マンホールポンプ等の電気代及び智頭テクノパーク下水道布設工事設計監理委託料の増額をそれぞれ計上しています。

議案第100号 智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算は、マンホールポンプ等の電気代を増額しています。

議案第101号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算は、介護保険制度改正に伴うシステム改修に要する経費、保険給付費等の見込みに伴う調整のほか、平成25年度介護給付費等負担金の国・県補助金の精算に係る返納金をそれぞれ措置しています。

次に、条例案件につきまして説明します。

議案第102号 智頭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、平成27年4月1日から、子ども・子育て

支援新制度が施行されることに伴い、国の基準を踏まえ、本町の家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

議案第103号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、平成27年4月1日から、子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴い、国の基準を踏まえて、本町の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

議案第104号 智頭町ふるさと基金条例の一部改正につきましては、寄付金の使途について選択できるよう、所要の改正を行うものです。

議案第105号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、智頭町消防団本町分団屯所の管理運営について、指定管理者制度に基づく指定管理者に行わせることができるよう改正を行うものです。

議案第106号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正につきましては、智頭町立那岐保育園の廃止に伴い、改正を行うものです。

議案第107号 智頭町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴い、地域型保育給付の対象となる特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、改正を行うものです。

議案第108号 智頭町国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額の改正を行うものです。

議案第109号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の変更につきましては、平成22年3月29日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について一部変更するものです。

議案第110号 字の区域の変更につきましては、奥本地内の地籍調査事業に伴い、奥本地内の字の区域を一部変更するものです。

以上、本会議に提案しました諸議案の概要を説明申し上げました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いしまして、簡単ではありますが、説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第4、議案第96号から日程第18、議案第110号までの15議案の質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

日程第4、議案第96号 専決処分についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そういたしますと、お手元に配付いたしております専決処分書をごらんいただきたいと思います。

議案第96号 専決処分について。1ページをごらんいただきたいと思います。平成26年の智頭町一般会計補正予算（第5号）であります。平成26年11月24日付で専決処分をいたしております。歳入歳出それぞれ787万2,000円を追加するものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。第47回衆議院議員総選挙に係る経費といたしまして、期日前投開票に要します報酬、それから職員手当、消耗品、役務費、郵便代及びポスター掲示場設置委託料等措置をいたしております。

財源といたしましては、6ページをごらんいただきたいと思いますが、県委託金、それに町費として繰越金をもって措置いたしております。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第97号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、補正予算の説明をさせていただきます。

議案第97号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第6号）。前もって配付いたしております平成26年度12月補正予算の概要書をごらんいただきたいと思います。これをもとに説明をさせていただきます。表の左端の数字は補正予算書のページでございますので、補正予算書もあわせてごらんいただ

きたいと思えます。

まず、概要書は1ページでございます。補正予算書は12ページからでございます。一般管理費では、先ほど町長の提案理由にもありましたが、児童手当等の実績増に伴う職員手当の増額を、また共済費では、追加費用の額の確定に伴います減額の措置を、委託料にありましては、番号制度の移行に伴います電算システムの改修の経費をそれぞれ措置いたしております。

それから、財産管理費につきましては、これも提案理由にもありましたが、しっかり守る農林基盤交付金を活用して、町有地内の農業用水路転落防止柵を、また智頭テクノパーク内の転落防止柵設置工事に要します経費をそれぞれ措置いたしております。

次に、まちづくり推進費であります。これも先ほど提案理由にもありましたが、地域おこし協力隊員募集に要する旅費及び委託料を、また水力発電周辺地域整備事業では、芦津簡易水道水源地配管修繕工事費の増額を、移住定住促進事業では、住宅支援事業費補助金の増額を、さらには地域情報化推進事業として智頭テクノパークへの光ケーブル新設手数料をそれぞれ措置をいたしております。

次に、補正予算書では13ページでございます。地域活性化推進事業の空き校舎等利活用推進事業につきましては、提案理由にもありましたが、旧那岐保育園への企業誘致に係る施設の改修の経費として空き校舎等利活用実践事業補助金として措置いたしております。

また、諸費につきましては、国県補助金額の確定によります障害者自立支援給付費、生活保護等の返還金をそれぞれ措置いたしております。

同じく13ページでございます。農林業センサスにつきましては、県委託金の内示額により事業費の調整を、社会福祉総務費では、これも提案理由にもありましたが、高齢者等移送サービス事業補助金としてタクシー助成金の増額を措置いたしております。

補正予算書は14ページをごらんください。概要書は、同じく1ページでございます。社会福祉総務費の繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額を、老人福祉費では、入所者等に伴います老人保護措置、委託料の増額のほか、後期高齢者医療広域連合負担金及び介護保険事業特別会計への繰出金をそれぞれ増額措置しております。

予算概要書では2ページでございます。特別医療費につきましては、提案理由

にもありましたが、実績見込みに伴います特別医療費の増額を措置しております。

次に、補正予算書では14ページから15ページにわたります。保育園費につきましては、諏訪保育園、あたご保育園、それぞれの実績見込みに伴います経費の調整を行っております。児童館費では、職員の産休代替臨時職員に係る賃金を措置しております。障害児通所給付費等につきましては、これも提案理由にもありました障害児福祉サービスの利用者増に伴います扶助費の増額を、生活保護扶助費では、医療扶助対象者の増加によります扶助費の増額をそれぞれ措置しております。

次に、補正予算書では16ページでございます。農業振興費につきましては、これも提案理由にもありましたが、農業団地センター湯沸器の交換に要します経費を、鳥獣等被害防止施設事業では、鳥取県東部地域射撃場整備に要する本町の負担金を措置しております。地域農業振興プラン支援事業では、これも提案理由にありましたが、水稻いもち病の緊急防除に要する経費の一部の助成を、また農地中間管理事業では、機構集積協力金を措置いたしております。また、地籍調査事業では、事業費の調整を、農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金としてマンホールポンプ等の電気代の増額に要する経費を措置いたしております。

それから、概要書は3ページでございます。補正予算書につきましては16ページから17ページでございます。林業振興費につきましては、低コスト林業機械リース支援補助金の補助率改正に伴います減額措置を、また森林セラピー事業及び木の宿場プロジェクト事業につきましては、それぞれ事業費の組み替えを行っております。

次に、補正予算書18ページをごらんいただきたいと思います。これも提案理由にもありましたが、道路維持費につきましては、対象路線の増に伴います道路台帳の修正業務委託料の増額を、ふるさと整備土木費では、事業費の増額を、道路新設改良費では、県土木事業負担金の実績に伴います減額をそれぞれ措置いたしております。

同じく18ページでございます。下水道事業費につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金として智頭テクノパーク下水道布設測量設計業務に要する経費を繰り出しを措置いたしております。

また、町営住宅管理事業につきましては、これも提案理由にもありましたが、

改良住宅明け渡し訴訟に伴い、撤去に要する経費等を措置いたしております。

同じく18ページでございます。非常備消防費につきましては、消防団の退職者の増に伴います報償金の増額を措置いたしております。

それから、補正予算書19ページでございます。教育費、事務局費では、県立養護学校通学費について、事業者への直接補助へと変更になったことによります委託料の減額を行っております。国際交流事業では、韓国楊口郡中学生との交流事業の実績に伴います、それぞれの費目の減額の措置を、特別支援教育総合推進事業では、特別支援コーディネーターに係る賃金の増額をそれぞれ措置いたしております。

また、学校管理費におきましては、提案理由にもありましたが、旧小学校の電気代の増額による措置を行っております。

それから、概要書は4ページでございます。補正予算書は20ページでございます。中央公民館管理事業につきましては、総合センター大集会室の冷暖房設備の修繕を、地区公民館費では、土師地区公民館の冷暖房設備の修繕及び富沢地区公民館の排煙装置の修繕に要する経費をそれぞれ措置いたしております。

また、石谷邸保存活用整備事業につきましては、これも提案理由にもありましたが、去る11月1日、秋篠宮妃殿下（内親王殿下）のお成りに伴います経費として、負担金を措置いたしております。

体育施設費では、温水プール控室の屋上ルーバーの撤去に要する経費をそれぞれ措置いたしております。

以上、一般会計合計1億558万6,000円の補正となっております。

財源といたしましては、補正予算書2ページにありますとおり、分担金及び負担金から国庫支出金、それから県支出金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債をもって措置いたしております。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごと、総務費から民生費、衛生費から土木費、消防費から教育費の4区分に分けて行います。

まず、歳出の総務費から民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

- 7番（岸本眞一郎） 財産管理費で転落防止ということで、農業用水路の分はよくわかるんですが、テクノパークの分については、どういうふうについて、これは転落防止柵を設置するような計画なんでしょうか。
- 議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） 現在整備をされております福祉施設が建設中でございますが、あのいわゆる下の段全域360メートルにわたり、法面のところに転落防止柵を設置する分になります。
- 議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。
- 7番（岸本眞一郎） 本来なら土地の所有者が自分の事業をするなり管理するなりで、そういった危険に対する対応というのは本来は土地の所有者がするものだと思うんですが、これについても町がするという理由ですね、そこら辺はどうでしょうか。
- 議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） もともと町有地でございますが、福祉施設は確かに用地として売ったところでございますが、残った部分もございます。もともとは町がまず転落防止柵をして、そこに企業等々が入ってくるものということで考えておりましたので、この時期になりましたが、12月の補正ということで、あくまでも町が実施主体となって転落防止柵をするということでの計上でございます。
- 議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。
- 7番（岸本眞一郎） 特にテクノパークの法面については全部町が転落防止柵を設置してから、今の答弁では、本来なら先に設置をしてから分譲するべきだというような趣旨だったんですが、これからもそういう趣旨でいくと、法面については全部防止柵を設置するという考えなんでしょうか。
- 議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） そのとおりでございます。
- 議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。
- 7番（岸本眞一郎） 仮にここの部分の707番の地、テクノパークの部分については事業費は幾らでしょうか。
- 議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） 500万円でございます。
- 議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 空き校舎利活用で、今回、企業誘致という視点だということですが、今回は企業と例えば個人事業ですね、そこら辺の区分というのがあると思うんですが、今回は法人化された企業とか、そういうものなんでしょうか。そこら辺はどうでしょう。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 空き校舎につきましては、従前から町長も申しておりますとおり、地域の主体的な取り組みによって空き校舎の利活用を図るというふうな基本的なスタンスがございます。今回の那岐地区につきましてはの補正案件につきましては、地域のほうでの企業誘致ということでの申し出がございましたので、地域の申し出を受けて、町のほうでそれを支援するというところでございまして、その地域が主体的にどのような利活用を図るかということを考えていただくということでございますので、そこに法人格を持った方が入られる、あるいは個人の資格で入られるということは地域のほうで判断をいただくという認識でございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 町としては、企業誘致だから空き校舎利活用で修繕しましょうというスタンスだと思うんですが、今言ったように、企業誘致という申請が地域から出たので、町としては、そこに入るのが個人業者でも別に構わないんだという考えなんでしょうか。そこら辺でいうと、企業誘致という考え方について何かちょっとおかしな、家族経営、個人経営でも町としては支援していくということになると思うんですが、そこら辺の線引きというものはないでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 今回の案件につきましては、町としましても、ある一定の雇用が見込まれ、地域に対する経済的な波及も見込まれるということが合致した案件だということで認識しておりますので、それぞれ地域のほうで決められました案件につきましては、町がそれを判断して、智頭町全体にとって有効であるかどうかという判断をしていくものであると認識しております。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回は地域から申請があったということですが、例えば町のほうに直接個人の事業者が来たときに、町としては同じようにそういう企業

誘致という立場で支援するのか、そこら辺についての町としての考え方はどうなんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 情報として町のほうに申し出があるというケースもございます。その場合は、町としましては、そのケースを町内にある候補地にご紹介をしまして、それぞれの地域で判断をいただくと。今回、小学校の利活用につきましては、あくまでも地域主体の判断であるということをございまして、情報として町にいただいたものにつきましては、地域のほうにもご紹介し、企業のほうからの申し出につきましても、智頭町内にこういうような候補の案件がありますよという情報はお互いに流させていただくというスタンスでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 私は、今質問してる大きな趣旨は、法人格を持ったものであれば企業誘致というのは誰が見てもわかるんですが、例えば家族経営、個人事業者であっても、町としては企業誘致という判断で支援していくのかどうか、そこら辺の線引きはあるのかないのかということなんです。町としては、その時々によって判断するんだというスタンスなのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 現在、経済情勢に鑑みまして、企業といえども、いろいろな経済情勢の中で好調なときもあれば不調なときもあるという時代でございます。国全体の流れの中で、企業と申しましても、その地で小さなところから始めて起こす企業というような視点も重要という認識でおりますので、それが個人事業者でありましても、その地で雇用を生んだり、地域の経済に大きく寄与するという判断のもとでは、それも智頭町での企業誘致の形態の一つであろうという判断でおります。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） これから町がどういう判断ですかわかりませんが、議会としては、その時々こういう判断と言われても、なかなかわかりにくいので、やはり企業誘致の線引きという、ある程度の基準というものがいいかと思うんです。ですから、何か個人でやって、雇用が1人か2人生まれるから支援しましょうというような話になるのか、そこら辺はしっかりしていかないと、今

回の企業誘致といっても中身がまだわかりませんね、議会のほうには具体的にその状況が報告されてませんが。じゃあ、今回の誘致しようとしているところの規模ですね、人数的なもの、それはどうなんでしょう。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 今回の案件につきましては、これから来年の4月の開業に向けて準備をされるということで、当面は数名で始められるということでありまして、そのうち拡大をして地域からの雇用も見込まれるということでありまして、一つの見方としましては、まず地域の方がそれを受け入れてもらえるということが一つの基準になろうかと思えます。幾ら町のほうでこういうふうなのはどうかと申しましても、地域のほうでそれはマッチしないというふうな判断をされますと、それを町のほうで強力に推し進めていくということはできないものと考えておりますので、町のほうとしては、アンテナを高くして、いろんな企業の誘致を図っていく。それが個人事業者であっても、智頭町の中である一定の雇用を生んだり、経済的な波及を生むということを経済的に判断すれば、地域のほうにもお流ししていくということでございますので、明らかにここが基準だよということは、なかなか数値なり言葉では持ちませんが、そのあたりは地域ともよく相談をさせていただいて、その時々判断をさせていただくという形になろうかと思えます。

○議長（谷口雅人） 5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 同じく旧那岐保育園の件に関してですが、金額が1,200万円ということで高額であります。電気、水道、屋根に修繕するんですよということだけではちょっと大ざっぱ過ぎますので、できれば内訳のようなものを今すぐじゃなくて構いませんので、この定例会中に情報提供をお願いしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 今回、補正予算として計上をさせていただいております内容の内訳でございますが、老朽化に伴います屋根ですね、これが漏水等がございますので、それが約490万円。それから水道設備。水道の接続に関する部分が613万円。それと電気設備が停止しておりますので、電気整備部分が107万円という内訳でございます。

○議長（谷口雅人） 5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 同じく旧那岐保育園の件ですが、その財源としましては、その他となっておりますが、具体的にどういうところからの財源でしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 財源としましては、地域活性化基金の繰入金で充当すると想定しております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今、中野議員の質問の中で、事業の内訳で水道の接続に600万円という話なんですけど、これはもう既に水道というのは接続は当然されてると思うんですけど、これはどういう、水道関連で600万円要するというのは、どういうことをやるというふうに。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 那岐保育園の休園に伴いまして水道の設備が停止をしておりましたので、今回の企業誘致にあわせて、この施設の利用形態等々を勘案して、宅内の配管等を見積もりをした結果の金額でございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 誘致企業が自分のところの事業形態にあわせて配管をするというのは、本来は事業者がやるべきものですね。町としては、水道メーターまで、ある程度きちんとすれば、町の責任はそこでおしまいだというぐあいに思うんですが、そこら辺の事業の形態にあわせて配管を新しくするんだという話は何か少し、町としてはそこまではする必要がないのではないかなという気がするんですが。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） そのあたりの判断でございますけども、この施設を有効利用するというに当たっての最低限の条件整備は町のほうであるべきであろうという基準で考えております。屋根は雨漏りが、この企業にかかわらず、どういう業種の企業が入ったとしても最低限要るであろうと、必要であろうという部分につきましては、町の方で行う。それから、個別の企業が自分の、そこで事業を展開する上における整備は、それぞれの事業者さんに行っていただくということでございまして、今回の電気整備、水道整備、屋根のふきかえ等につきましては、どのような事業者が入られたとしても必要であろうという部分について

の整備を町で行う、そういう考え方でございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 12ページのまちづくり推進費、役務費の手数料が約400万ですけど、ちょっと高額かなと思うので、ちょっと内訳を教えてください。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） まちづくり推進費の役務費の件でございますけども、こちらにつきましては、智頭テクノパークへの光の新設。これは規模としては20芯を予定しております。今回の智頭テクノパークの利活用につきまして、新たな新線の敷設が必要だということで、具体的な内容としましては、現在、智頭の町中にあります智頭センターの設備から幹線として三田までの距離2,097メートル、それから三田から今度テクノパークへの引き込み552メートル、ここへの光の新たな新設ということで、その中の423万2,000円がその手数料の金額でございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から土木費の質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、大河原議員。

○1番（大河原昭洋） 土木費で住宅管理費ということで、住宅改良明け渡し訴訟という経費がこれに計上されてるようですけれども、この訴訟というのを詳しく説明していただきたいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 失礼します。沖代地内に改良住宅があるわけですが、そちらの1戸につきまして、多分2年間ほど空き家というんか、行方不明というか、おられない状態が続いておりまして、当然家賃も入ってこない、住んでもおられない、電気もとまっておるといような状況で、本来であれば、連絡がつけば退居ということで撤去するんですが、連絡がつかないということもあって、裁判所のほうに明け渡し訴訟ということの訴訟を提起しております。これは当初予算のほうに計上して既に計画しておりましたが、これが裁判所のほうの判決が出まして、その結果によって明け渡しの執行を行ったということです。当然相手

の方が行方不明ということですので、裁判官による執行ということになりましたために、その明け渡しで執行ということが決定しております。このたびは、それに係る、入っておられた方の荷物と、家財の撤去と、それから裁判費用というものの経費を計上しておるといふところであります。以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、消防費から教育費を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 小学校管理事業費の光熱水費、これは空き校舎ですが、本来空き校舎の光熱水費については町が基本的な部分ですね、ここら辺は持つが、あとの分については利用者が負担をしていくんだということで、以前、同じような質問をしてたんですが、そこら辺の考え方というのは教育課としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 年々空き校舎の利活用も盛んになってまいりました。その中には、空き教室を使って入居しておる企業もあるわけでございます。ただ、全ての学校、旧校舎がそうであるかという、その状況はまちまちでございまして、まずは年間を通し、あるいはそれぞれの時期時期において消費していく光熱水費あるいはそれに関係するもの、これらの推移を統計的に今まとめている最中でございます。少なくとも26年度あるいはその前年度の平均というようなものがどの程度実績で上がってくるのか。それも踏まえて、今後、相手方といいますか、入居のしているそれぞれの団体、組織等に対して維持費、管理費、これらの分担をしていこうという考え方を現在持っておるところです。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 本来この空き校舎を利活用するときに、今の教育長、当時の課長のときには、はっきりと小学校の光熱水費については基本料金部分は町が負担するが、あとの分については受益者、利用者がしていくんだと。私は、それは当然今の空き校舎の利活用についても振興協議会というような形で、みずから自分たちも汗を流す、負担をしていくという考え方のもとには私はやっている形

態だと思っておりますので、そこら辺を運営が苦しいから町が全部そういう光熱水費まで負担していくんだという考え方では、私はおかしいのではないかなど。今言ったように、初めから使うときには、そういうような約束手なものは当然しているのではないかなという気がするんですが、それがいまだにこれは今町が全部されてるといような現状ですので、そこら辺を今後、今、西沖課長が言ったように、現状を見て、その負担について今後改めて利用者と交渉していくのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議員おっしゃいましたように、基本的にはそういう考え方で臨もうとしております。したがいまして、繰り返すようですけども、現在そのデータ、実績というものをまとめております。それらを踏まえて、27年度の中でどのように割り振っていくのか、そういう協議の資料、これを整えておるところでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 18ページの非常備消防費なんですけども、消防団の退職報償金のことなんですけども、金額的に見ると、かなりの方が退職されるということなんですけども、何名ぐらい退職を見込んでおられるんですか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 予定しておりました25人でしたが、最終的には40人の退団でございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳入を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 本当に児童館が今、正規職員が産休のために、今度臨時職員ということなのですが、臨時職員が2人ということで、子どもを預かる町として、そこら辺の責任の分担のとり方ですね、そこら辺がちょっと心配なのですが、これは一時的に3月末までの対応で、新年度からは1人は正職員を配置するというような考え方に立つのか。産休ということになれば、多分1年は休むと思うんですが、このまま2人とも臨時職員でやっていくのか。そこら辺については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 3月までは、当面今の人数で臨時職員体制ということで考えておりますが、4月以降は職員配置等を検討いたしております。また、施設の管理部分において臨時職員2名体制ということでもありますので、総務課の人權・同和政策室長、または隣保館の館長補佐等々に施設の巡回といたしますか、事業の協力のほうを推進するようにいたしております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、日程第6、議案第98号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案第98号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

24ページをごらんください。歳入歳出の総額にそれぞれ6,791万2,000円を追加し、総額を10億364万5,000円とするものです。

歳出につきましては、30ページからごらんください。総務費につきましては、平成27年1月からの70歳未満の者の自己負担限度額の見直しに伴うシステム改修に係る費用及び職員の時間外に係る経費を、保険給付費につきましては、見込み増に伴う経費を、後期高齢者支援金等につきましては、金額の確定による不足分を、介護納付金につきましては、財政調整交付金の確定による財源を振りかえるものです。償還金につきましては、平成25年度の療養給付費等負担金の確定に伴う国庫支出金の返還金を計上しております。

歳入につきましては、29ページをごらんください。国庫支出金交付金、一般会計繰入金をもって措置しております。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第7、議案第99号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 議案第99号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

予算書の34ページをごらんください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,918万6,000円とします。

初めに、歳出について説明をさせていただきます。30ページをごらんください。公共下水道費の一般管理費では、処理場及びポンプ場の電気代の増によりまして、光熱水費を増額するものであります。公共下水道整備費では、提案理由のほうにもありましたが、智頭テクノパークの下水道布設工事の設計監理委託料につきまして、工事内容の変更に伴い、増額するものであります。

歳入につきましては、39ページのとおり、一般会計からの繰入金をもって措置をしております。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第8、議案第100号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

矢部税務住民課長。

- 税務住民課長（矢部 整） 議案第100号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

予算書の42ページをごらんください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万1,000円を追加し、総額をそれぞれ3億9,048万4,000円とします。

それでは、歳出についての説明をさせていただきます。47ページをごらんください。農業集落排水事業費の一般管理費で、同じく処理場及びポンプ場の電気代の増により光熱水費を増額するものでございます。

歳入につきましては、46ページのとおり、一般会計の繰入金をもって措置しております。以上であります。

- 議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第9、議案第101号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

國政福祉課長。

- 福祉課長（國政昭子） 議案第101号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。

48ページをごらんください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,051万7,000円を追加し、10億6,991万9,000円とするものです。

歳出につきましては、55ページをごらんください。総務費につきましては、平成27年度介護保険制度改正のうちの4月施行分に係るシステム改修費を、保険給付費につきましては見込みによる調整を、償還金につきましては、平成25年度の国県負担金等の確定に伴う返還金を措置しております。

歳入につきましては、53ページをごらんください。保険給付費につきましては、それぞれ国、県支払い基金、一般会計からの繰入金を、システム改修償還金につきましては、繰越金をもって措置しております。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第10、議案第102号 智頭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案書の1ページでございます。また、説明資料概要の1ページをごらんいただきたいと思います。議案第102号 智頭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

今回の改正理由でございますが、ご案内のように、平成27年4月1日から子ども・子育て新制度が施行されることになりました。これに伴っての国の基準を踏まえまして、智頭町におけます放課後児童健全育成事業の設備と運営についての基準を定めるものでございます。

概要でございますが、保護者の就労等によって家庭が留守になるという対象児童と、保護者が安心して利用できるような放課後の居場所、これにふさわしい環境を整備することとしております。それとあわせて、職員の資格でありますとか、人数、施設の規模、設備、児童の集団の規模等について、国の基準を踏まえて智頭町の基準を定める、そういう内容のものであります。

なお、施行期日は、平成27年4月1日でございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 議案と直接関係あるかどうかわかりませんが、町長の提案理由の中で、4ページですけれども、前段は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と言ってますけれども、後段になって、本町の家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準というふうになって、これは103号と102号と関連してきますけれども、どちらが、町長の提案理由の説明はこの文言でよろし

いですか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 大変、提案理由のほうが間違っておりますので、ここで訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 再度、議案第102号は、前段では放課後児童健全育成事業の設備及び運営ということで、後段の2行目、本町の「家庭的保育事業等」というところは、「放課後児童健全育成事業」の誤りでございますので、修正をさせていただきます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

2番、高橋議員。

○2番（高橋達也） これも後の103号、107号と関連するんですけども、町のホームページを以前のぞいてみましたら、この3案につきましてパブリックコメントの募集がしてあるんです。11月21日までの期限で提出期限を求めておられて、結果はホームページで公表しますと書いてありますが、私の見方が悪いのか、いまだよう探してないんです。もしおわかりでしたら、何かコメントが住民の方から出ておったでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議員おっしゃいますように、パブリックコメントをホームページに掲載して求めております。期限内にコメントのほうは届いておりません。ただし、では、該当がなかったからとこの場で掲載の有無については紹介しておりませんが、改めて該当がなかったということをご報告させていただきます。以上です。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかにありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） この条例の分については、平たく言えば、これは町の放課後児童クラブが対象だというように思うんですが、これは事業者について書いているんですが、ほかのところでは民間が事業者になって、この放課後児童クラブを運営している場合もあるようなんですが、この辺は本町にとっては、これは事業

者は町ですね。ちょっとそこら辺を確認したいんですが。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 放課後児童クラブにおきましては、町が運営しております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 条文の中にいろいろ、本来ならこれは民間だったら運営に対して町が指導するというようにしてるんですが、これは当然町が事業者だったら内部で運営状況については、しっかりとチェックをしていくという体制だということですね。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） そのとおりであります。したがって、町でこの基準に基づいて、施設設備、人員等について整えるということであります。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） じゃあ、この条例がないこれまでについては、どのような基準でこの放課後児童クラブというものは運営していたのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 従前も児童福祉法の中に基準が設けてありました。しかし、このたび子ども・子育て支援というものが明確に打ち出されました。しかも、それが平成27年4月1日から施行されるのに当たりまして、智頭町としての基準を設けるということで明らかにしたものです。従前は国の基準に基づいて対応しておった、運営しておったということであります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） この条例を制定されるに当たり、今度の子ども・子育て会議の中では検討というのはされたのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） これまで回数を重ねて会議を開いてまいりました。その中では、国の基準をもとに、智頭町としてどうあるべきなのか、あるいはこの基準というのは智頭町の実態にマッチするのか、それぞれ条文を議員の皆さんにお諮りしながら積み重ねてきた経緯があります。以上でございます。

- 議長（谷口雅人） 5番、中野議員。
- 5番（中野ゆかり） それでは、この国の基準を踏まえて、智頭の基準ということのどのような点を智頭の基準にしたのか、もしくは国の基準に全部智頭町もそこでそのまま改制することなく、しているのか。そのポイントですね、お願いします。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） まず、現状の智頭町の保育所条例、それからもう一つは、新制度における国の基準、これらを重ね合わせて比較してみました。結論的には、議員の皆さんからは、国の基準というものは智頭町の子育て支援あるいは現状の保育所設置条例、これにかなうものだということで、異論はございませんでした。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第11、議案第103号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 7ページであります。議案第103号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

資料概要の1ページをごらんください。これも子ども・子育て支援制度同様のことで、来年度からその制度が4月1日から施行されることに伴いまして、国の基準を踏まえた智頭町の家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定めるものでございます。

新制度におきましては、智頭町におきまして家庭的保育事業等4点設けてございます。一つは家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、これを行う上で、町長の認可が必要になります。その認可をするための家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について、国の基準を踏まえまして、今回定めさせてもらうものであります。

施行日は、平成27年4月1日でございます。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） この家庭的保育という姿なんですが、以前から例えばあたごで乳幼児が急増して、本当にいっぱいいっぱいになってきておる。その中で、あとは保育士の資格を持った方が個人の例えば家とか、いろんなところを活用して、5名ぐらいを預かるような仕組み、保育ママ制度みたいな、そういうものと想定しているんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） そういう今、議員がおっしゃったようなメニューがここで家庭的保育事業、そういうことに該当するものというふうに理解しております。以上でございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 14ページの第27条の件に関してなんですけれども、小規模保育事業がA、B、Cと分かれるわけです。それで、この事業の設置主体に関しましては民間でも法人でも問わないと、国のほうは基準を定めてはいませんが、A型、B型に関しましては、受け入れ体制の人数が最低6名から19名ということで、結構大きな、大規模な経営になるのではないかと想像します。そこで、私は、事業の継続性とか安定性を図られる必要があると思うんですね。なので、そういう意味で、A型、B型というのは法人に任せると。そこんところを的確に位置づけたほうがいいのではないかと。そのこのところの基準を設ける考えはないでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 智頭町におきましては、今後の児童数あるいは出生数と言ったほうがいいのかもかもしれません。大幅な出生数が伸びるといふふうには思っておりません。したがって、今日的には公営公設といった保育所運営が基準と考えております。現状におきましては、民間参入あるいは民間委託というような考え方を持っておりませんので、この条例がふさわしいという理解をしておるところでございます。

- 議長（谷口雅人） ほかありませんか。
- 7番、岸本議員。
- 7番（岸本眞一郎） この条例の範疇に「森のようちえん」は当てはまるのかどうか、そこら辺。
- 議長（谷口雅人） 西沖教育課長。
- 教育課長（西沖和己） 森のようちえんは該当しないということでございます。
- 議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。
- 7番（岸本眞一郎） それは幼稚園の教育だからなんですか、ここの保育ではないのか、そこら辺の入らないという理由はどうなんですか。
- 議長（谷口雅人） 西沖教育課長。
- 教育課長（西沖和己） 教育法に定める幼稚園でもございませぬし、それから児童福祉法に定める、あるいは27年度4月1日から施行される子ども・子育て支援制度に該当する取り組みではない。いわゆる子育て支援制度の取り組みという理解をしておりますので、今回の条例の中には該当するというものではありません。以上でございます。
- 議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。
- これから、日程第12、議案第104号 智頭町ふるさと基金条例の一部改正についてを議題とします。
- 議案の補足説明をお願いします。
- 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） そういたしますと、議案書24ページをごらんください。議案第104号 智頭町ふるさと基金条例の一部改正について。
- 改正条例は25ページ、26ページでございます。なお、説明資料概要は2ページでございます。これにつきましては、寄附金の使途を明確に定め、寄附者が選択できるよう所要の改正を行うものでございます。
- まず第1条の設置でございますが、目的として、寄附者の思いを実現するための事業の財源というふうなことで明記したものでございます。
- 第2条で、二つの項目が具体的な項目が選択できるというようなことで整備をいたしました。

3条は、その指定できる規定と、指定がない場合については、町長が事業を指定するというようなことで整備いたしております。

4条につきましては、基金の運用に当たっては、寄附者への配慮というようなことで、本条例の整備をいたしました。

5条以下は、条例の改正によります条文の整理をいたしたところでございます。  
なお、施行期日は、平成27年4月1日からということでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第13、議案第105号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案書の27ページでございます。議案第105号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

資料概要の2ページでございます。智頭町消防団本町分団屯所の管理運営を指定管理者制度に基づく指定管理者に行わせるために、所要の改正を行うものがございます。

概要といたしましては、本町分団の屯所を指定管理者が管理を行うものとするものであります。そして、指定管理を行う上で必要な開館時間及び休館日等に関する規定の整備を行うものであります。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 指定管理にするということですが、屯所の全体を指定管理者が管理するということと、実際の消防団か消防活動をするというときのそこから辺の役割分担的な系統的なものは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） あくまでも屯所でありますので、本来の用途というものは消防団活動が主体になるものであります。しかし、消防団活動の妨げになるような利用はしないと。これは、これまで町が管理をしておったときと同様であります。28ページです。第3条にそのことは明記しておりますので、一読願いたいと思います。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

1番、大河原議員。

○1番（大河原昭洋） この指定管理者制度に移行するということですが、これは新たに募集をかけるということによろしいのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） そのとおりでございます。募集をかけて指定管理をするということでもあります。

○議長（谷口雅人） 1番、大河原議員。

○1番（大河原昭洋） 5条のほうに、開館時間は10時から5時というふうに書かれておりますので、ということは、やはりこれは誰かが常駐を考えていらっしゃるということによろしいのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 言葉が適切でなかったかもしれませんが、今後、石谷家住宅、これも指定管理に出します。それとセットで管理をする、指定管理に出すという理解をいただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第14、議案第106号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案書の30ページでございます。議案第106号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について。

概要書の3ページをごらんください。智頭町立那岐保育園につきまして、児童

福祉法に定めます児童福祉施設としての利用を廃止することに伴いまして、改正を行うものであります。

概要といたしましては、企業誘致に伴いまして、児童福祉施設としての智頭町立那岐保育園を廃止するものでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） この中で、山形保育園も既に児童福祉はやってないわけです。このたび那岐だけ廃止するというこの理由をお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 山形保育園は、条例では休園扱いにしております。那岐保育園につきましては、このたび企業誘致に伴いまして企業が活用するというところでございますので、保育園としての目的、児童福祉法から除外するというものでございます。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第15、議案第107号 智頭町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 32ページでございます。議案第107号 智頭町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

概要書の3ページであります。平成27年4月1日から子ども・子育て支援制度が施行されることに伴いまして、地域型保育給付の対象となる特定地域型保育事業の運営に関する基準を加える改正を行います。

概要といたしましては、地域型保育給付費の支給に係る事業者に対しまして、町長がこれは確認をするという地域型保育、これを行う事業者が遵守しなければ

ならない運営に関する基準について、国の基準を踏まえて定めるものでございます。

施行日は、平成27年の4月1日からでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第16、議案第108号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案第108号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について。

説明資料の4ページをごらんください。理由につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行となります。それに伴って、国民健康保険条例も改正するものです。

概要といたしましては、出産育児一時金の支給額、これを現行39万円とありますが、これを40万4,000円と引き上げるものです。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第17、議案第109号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 議案第109号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてでございます。

議案書50ページと概要書では4ページをごらんください。これにつきまして

は、当初作成をしておりました定住自立圏構想の共生ビジョン、平成21年度から平成26年度までの第1期のビジョンが今年度で終了することに伴いまして、引き続き圏域全体の活性化を図るため、平成27年度からの第2期鳥取・因幡定住自立圏共生ビジョンの策定を詰める中で、第2期までに取り組んでまいりました内容の協定内容につきまして追加及び改定が必要になったため、議決を求めるものでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） これは5年ごとに見直すということで、今回見直した主な点ですね、前回より、こういうところを見直したというところがあると思うんですが、なかなか細かく、前回のほうに比較して見にくいんですが、所管のところでは主にこういうところが変わったというふうな説明がいただければありがたいなと思うんですが、特に所管のほうで、こういうところが変わりましたというような特記的などころはないでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） まず最初に補足をさせていただきます。

現在までの第1期の共生ビジョンにつきましては、45事業について取り組んでまいりました。それぞれの事業の充実を図りながら継続するというところで、35事業につきましては、引き続き第2期のビジョンの中でも実施するというところでございますし、今年度までに終了する事業10事業、それから新たに追加する事業24事業を追加、拡充するというところで、第2期の共生ビジョンに盛り込む事業は全体で59事業でございます。

そのうち、今回、協定の中に改定で結んでおります智頭町と鳥取市との1対1の協定の中には、第2期で37事業を盛り込んでおります。その中で、新規事業として19事業、継続事業として14事業、変更・終了事業として4事業ということの内訳でございます。引き続き分野としては、生活機能の強化にかかわる政策分野、それから結びつきやネットワークの強化にかかわる政策分野、圏域マネジメントの能力の強化にかかわる政策分野ということで、それぞれの分野ごとに11の部会で協議いただいて、そこからあがったものを新たな理論として盛り

込むということをございまして、多岐の分野にかかわっておりますので、またその変更、追加になりました事業につきましては、個別の事業につきましては一覧で議員の皆様にはお渡しをしたいと思います。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第18、議案第110号 字の区域の変更についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

草刈地籍調査課長。

○地籍調査課長（草刈英人） 議案第110号、56ページをごらんください。

字の区域の変更について。これは昨年度実施した大字奥本地区の地籍調査の結果、一部に地籍調査作業規程準則第25条に定める都市の合併等の調査が必要なため、地形の実態に整合するよう字の区域変更を行うものです。

対象となる字及び土地の地番等につきましては、61ページをごらんください。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

#### 日程第19．陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第19、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。お諮りします。

各常任委員会審査等のため、12月12日から12月17日までの6日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、12月12日から12月17日までの6日間を休会することに決定しました。

来る12月11日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

期間中は委員会等を開き、付託案件の審査をお願いします。

また、12月18日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成26年12月10日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 石 谷 政 輝

智頭町議会議員 酒 本 敏 興